

広島大学ひろしまイニシアティブ推進協議会設置要項

(平成 26 年 5 月 20 日制定)

(平成 28 年 11 月 1 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、広島大学社会産学連携推進機構規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 54 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき、広島大学ひろしまイニシアティブ推進協議会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)に、広島大学ひろしまイニシアティブ推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(目的)

第 3 条 協議会は、自治体等と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進めることにより、学生が地域の課題等への認識を深め、解決に向けて主体的に行動できる学生を育成するとともに、社会と本学の新たな発展を生み出していくことを目的とする。

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事(教育・東千田担当)
- (3) 理事(大学改革担当)
- (4) 理事(国際・平和・基金担当)
- (5) 理事(研究担当)
- (6) 理事(社会産学連携担当)
- (7) 副学長(地域連携担当)
- (8) 副理事(教育企画担当)
- (9) 学部長
- (10) 自治体関係者
- (11) その他学長が必要と認める者若干人

第 5 条 第 4 条第 10 号及び第 11 号に掲げる者は、学長が任命又は委嘱する。

2 第 4 条第 10 号及び第 11 号に掲げる者の任期は、2 年とし、4 月 1 日に任命又は委嘱することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

3 第 4 条第 10 号及び第 11 号に掲げる者の再任は、妨げない。

第 6 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域志向型の教育プログラムの企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 地域志向型の研究プロジェクトの企画、立案及び実施に関すること。
- (3) 地域志向型の社会貢献活動に関する企画、立案及び実施に関すること。
- (4) 地域ニーズの発掘・選定に関すること。
- (5) 地域を志向した教育・研究・社会貢献を進めるために必要な啓発活動に関すること。

(6) 点検・評価及び改善に関すること。

(7) その他第3条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第7条 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、副学長(地域連携担当)がその職務を代行する。

第8条 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(管理運営)

第9条 ひろしまイニシアティブ推進センター（以下「センター」という。）を置き、協議会の管理運営等を行う。

2 センターに関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要項は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年11月1日から施行する。